

連載

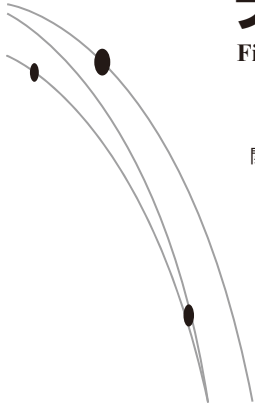
# フィールド・アイ

## Field Eye

米国から——①

関西学院大学 長松奈美江

Namie Nagamatsu



### 労働運動の「再生」

私は2年間の在外研究期間を得て、2013年の4月から、アメリカのニューヨーク州イサカ市にある、コーネル大学の社会学部に滞在している。

この連載の第1回目と第2回目では、アメリカの労働運動について記そうと思う。在外研究の滞在先をアメリカにした理由のひとつは、アメリカの大きな経済的不平等に対して、労働者がどのように対抗しているかを観察したい、という気持ちがあったからだ。他の先進諸国と比べてもアメリカの所得や賃金の不平等は大きく、しかも拡大をし続けている。2011年には、ニューヨーク市を拠点として、オキュパイ・ウォールストリート運動が盛り上がった。私がニューヨーク市のブルックリンで滞在した家のホストは、この運動に参加したこと、身近な人(妹)の生活が苦しいこと、不平等の問題を改善するためにオバマ大統領に期待していること、などを話してくれた。

アメリカの労働事情を学ぶうえで、滞在先としてコーネル大学を選択したことは、正解だった。ニューヨーク州は労働組合組織率が高く、労働運動も盛んである。ユニオンだけではなく、労働者の権利を守るための新しい組織であるワーカーセンターも多く活動し、小さな商店で働く移民労働者やストリート移動店舗業者などの組織化や待遇改善の動きが進んでいる(Milkman and Ott 2014)。コーネル大学での授業を通じて、ニューヨークで活動する様々な団体の人に話を聞く機会があった。ニューヨーク市を旅行すると、ユニオンの看板や、労働運動によって獲得された有給の病気休暇の存在を知らせる看板を目にした。

コーネル大学で学んだことはたくさんあるが、残念なことに、私の所属する社会学部では、労働に関する授業やセミナーは少なかった。たとえば、私は、社会学部の不平等研究センター(Center for the Study of Inequality)が主催するInequality Discussion Groupというミーティンググループに参加した。これは、コーネル大学の教員や大学院生が研究発表をする場であるが、そこでは家族や教育に関する発表が多く、労働に関する発表はほとんどなかった。私のアドバイザーであったスティーブ・モーガン氏は、1980年代頃は労働条件や賃金の格差について研究する社会学者は少なくなかったが、今は、労働のことは経済学者が研究する、という流れが強くなってしまった、と話した。

だから私は、社会学部で方法論や不平等に関する多様なテーマについて学びつつ、アメリカの労働事情に関しては、社会学部の隣にある、産業・労使関係学部(School of Industrial & Labor Relations) (以下、ILR)の授業やセミナーで学んだ。また、ILRの附属施設のひとつであるThe Worker Instituteのホームページで色々なカンファレンスを見つけて、各地に出かけていった。

授業やセミナー、カンファレンスに出席した印象から、私は、アメリカでは労働運動が「再生」しているのだと感じた。アメリカの労働組合組織率(2013年)は、11.3%(民間部門で6.7%、公共部門で35.3%)と、決して高くはない(U.S. Bureau of Labor Statistics, "Union Members Summary," <http://www.bls.gov/news.release/union2.nr0.htm>, 2014年12月1日閲覧)。しかもピークであった1953年の35%から、減少し続けている。しかし、組織率の低さからはわからない現実がある。例えば、今、全米でファーストフード労働者によるワンデーストライキ運動が盛り上がっている。2014年12月4日には、ロサンゼルスやシカゴなど、200近くの都市で、何千人もの労働者が参加し、ストライキが行われた。2012年11月に最初にニューヨーク市で行われて以来、このストライキの規模は年々拡大している。ストライキが大きくなった理由の一つとして、この運動をバックアップするService Employees International Union (SEIU) というユニオンの存在がある。主にサービス業で働く労働者を代表し、約200万人ものメンバーを擁するユニオンであるSEIUは、この運動を金銭的、人的にサポートしている。

ファーストフード労働者に限らず、低賃金・不安定

労働者の労働条件を向上させようとする動きが広がっている。2014年のファーストフード労働者のストライキには、在宅ケア労働者（介護者、ベビーシッター、家事労働者など）も参加した。在宅ケア労働者の多くは民間の家庭に個人的に雇われており、「雇用者」としての権利（最低賃金や休暇など）が保障されにくい。私は、2014年10月に、ニューヨーク市のバーナード大学で開かれたJustice in the Home: Domestic Work Past, Present, and Futureというカンファレンスに出席した。在宅ケア労働者が置かれた状況を理解し、これらの地位や労働条件を向上させることを目的にしたカンファレンスだった。労働者、研究者、ユニオン関係者など、見たところ200人近い人々（ほとんどは女性）が参加していた。このような運動は、各地域において、法律の制定というかたちで実を結んでいる。例えば、2010年、ニューヨーク州は全米で初めて、Domestic Workers' Bill of Rightsを制定した。これは、在宅ケア労働者の最低限の労働条件（休暇の保障、残業代の支払いなど）を定める法律である。

他にも、色々な「成果」があげられている。2014年11月には、サンフランシスコ市でRetail Workers Bill of Rightsという法律が成立した。小売業やレストランで働く労働者の多くは、短すぎる労働時間や店の繁閑に応じて変化させられるワークスケジュールに苦しんでいる。この法律は、小売店、レストラン、ホテルチェーンで働く労働者に、生活費を稼ぐための適正な労働時間を保障するために制定された。この法案が成立した背後には、コミュニティ組織、ユニオン、学生グループなどによる同盟であるJob with Justice San Franciscoによる運動があった。他の市にも、同様の法律を拡げていく予定であるという。

また近年、ニュージャージー州の各市で、有給の病気休暇を労働者に保障する条例が成立している。アメリカでは、約40%の労働者が有給の病気休暇の権利を持っていない。この条例を制定させるために、2003年にNew Jersey Time to Care Coalitionという同盟が成立した。その後、10年かけて市議会や企業に働きかけ、条例制定にまでこぎつけることができたという。この同盟のホームページによると、ニュージャージー州で活動するローカルユニオンやコミュニティグループなど、100近くの団体がこの同盟に参加している (<http://www.njtimetocare.com/about/coalition-me>

mbers, 2014年12月1日閲覧)。2014年6月に参加したLabor Research & Action Network (LRAN) のカンファレンスでは、この同盟に参加する人々から、条例制定に至るまでの話を聞いた。運動のなかで、「家族」の定義を拡張することを目指した、という話が興味深かった。ニュージャージー州では、親が仕事をしている間、祖父母が孫の世話をする、ということが珍しくない。祖父母の体調がすぐれなければ、自分たちの子どもの世話が難しくなるから、仕事を休みたい。でも、休んだら給与が出ないし、しかも失業の恐れがある。こういう状況を改善するために運動をして、「家族」に祖父母を含めて、祖父母の体調がすぐれない時にも休むことができる権利を獲得することを目指した、ということだった。

生活賃金(Living wage)のための運動も進んでおり、各地で、最低賃金を上げる条例が成立している。2014年6月、ワシントン州シアトル市の議会は、今後数年間のうちに最低賃金を時給15ドルに上げる条例を満場一致で可決した。これは、新しく就任したエド・マレー市長と、シアトル市を拠点とするSEIUなどのローカルユニオンとの協働の成果である。ユニオンがマレー市長の選挙キャンペーンに協力するとともに、選挙前から、最低賃金を上げるための活動を協力して行ってきた。

このように、アメリカ滞在中に、様々な事例を観察することで、アメリカの労働運動の「再生」を目のあたりにすることができた。他の先進諸国と比較して、アメリカでは労働者を保護する法律の力が弱い。しかも、労働組合組織率が低下することで、スキルを持っておらず、立場の弱い労働者の労働条件が悪化している。こういう状況に直面して、なんとか状況を変えようと、労働運動が「再生」しているのだと感じた。

#### 参考文献

Milkman, Ruth and Ed Ott, eds. (2014) *New Labor in New York: Precarious Workers and the Future of the Labor Movement*, Cornell University Press.

ながまつ・なみえ 関西学院大学社会学部准教授。最近の主な著作に“Inter-Industry Wage Differentials in Japan: Evidence from Quantile Regressions,” *KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY SOCIAL SCIENCES REVIEW*, vol.19, pp.25-50, 2015年。労働社会学、階級・階層論専攻。